

令和 7 年 1 月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 令和 7 年 1 月 9 日

場 所 六戸町役場 2 階大会議室

六戸町農業委員会総会

1 場 所 六戸町役場 2 階大会議室

2 開会日時 令和 7 年 1 月 9 日（木）午後 4 時 0 0 分

3 閉会日時 令和 7 年 1 月 9 日（木）午後 4 時 3 0 分

4 出席委員（13 名）

1 番 金 洵 亘 委員	2 番 母良田 昭 委員
3 番 砂 渡 精 一 委員	5 番 沖 沢 恵美子 委員
6 番 下 田 利 昭 委員	7 番 松 嶋 清 治 委員
8 番 田 中 勝 彦 委員	9 番 金 沢 幸 弘 委員
10 番 田 中 裕 紀 委員	12 番 斎 藤 正 委員
13 番 目 時 隆 幸 委員	14 番 新 山 秀 男 委員
15 番 田 中 誠 委員	

5 欠席委員（1 名）

4 番 坂 岡 正 晴 委員

6 会議に付した案件

町議案

報告第 33 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について

報告第 34 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 35 号 農地の転用事実に関する照会について

議案第 20 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 21 号 六戸町農用地利用集積計画（案）について

議案第 22 号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営）について

議案第 23 号 地域計画策定に係る目標地図の素案の提出について

県議案

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

7 会議録署名委員

1 番 金 洵 亘 委員 2 番 母良田 昭 委員

8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 佐 藤 一 也 事務局次長 金 洵 秀 一

事務局主査 川 村 徹 朗

9 書 記

事務局主査 川 村 徹 朗

【 開会 午後4時00分 】

事 務 局 定刻となりましたので、これより令和6年12月26日告示招集いたしました令和7年1月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしくお願いします。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会 長 挨拶（省略）

事 務 局 業務報告及び業務計画について、佐藤局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事 務 局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願いします。

議 長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。

只今より、令和6年12月26日告示招集されました令和7年1月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席委員は、4番 坂岡 正晴 委員です。

議 長 これより本日の会議を開きます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

お諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。

1 番 金 淵 亘 委員、2 番 母良田 昭 委員を指名します。
参与には佐藤事務局長以下各職員、書記には川村主査を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日 1 日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。
六戸町農業委員会会議規則第 11 条（法律第 24 条）の確認については、県議案第 5 号で、14 番 新山 秀男 委員が該当しますので議案審議前に退席する事になります。

それでは、町案件の審議に入ります。
報告第 33 号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 33 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。
農地法施行規則第 21 条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

2 番 現況地目と登記地目が異なる場合に、地目変更を行わなくてもよろしいのでし
母良田委員 ようか

事務局長 原則地目変更を行うように指導は行っていますが、あくまで個人の判断によるものです。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第 33 号を報告済みといたします。

次に報告第 34 号について事務局から報告をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第34号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明いたします。

農地法施行令第22条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。

(説明省略)

議長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第34号を報告済みといたします。

次に報告第35号について事務局から報告をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第35号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。

青森地方法務局十和田支局から別紙土地の転用事実に関する照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。

(説明省略)

議長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第35号を報告済みといたします。

議案審議前に、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。

(10番 田中 裕紀 委員説明)

代表委員による報告が終わりましたので議案審議に入ります。

議長 議案第20号を上程いたします。

事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第２０号「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。

農地法施行令第１条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第２０号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

ご異議なしと認めます。

よって議案第２０号は承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第２１号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第２１号「六戸町農用地利用集積計画（案）について」ご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、六戸町農用地利用集積計画（案）を別紙のとおり作成したので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。

これより議案第２１号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第２１号は承認することに決定いたしました。
議 長 次に、議案第２２号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第２２号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する適格者について」
贈与税の納税猶予の特例を受けている別紙の受贈者は、租税特別措置法第７０条の４第
１項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求
める。なお、証明願が遅延し提出された時は、承認時と事情が異なる場合を除き追加し
承認することを求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第２２号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第２２号は承認することに決定いたしました。
議 長 次に、議案第２３号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第23号「地域計画策定に係る目標地図の素案の提出について」

農業経営基盤強化瘦躯神宝第20条第1項により、六戸町長から地域計画を定めるため目標地図の素案の提出を求められたので、同条第2項により目標地図の素案を作成したので提出して良いか承認を求めるものであります。

(説明省略)

議長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第23号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第23号は承認することに決定いたしました。

県議案第5号を上程する前に、14番 新山 秀男 委員が会議規則第11条に抵触しますので退席します。

次に、県 議案第5号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 県議案第5号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」
ご説明いたします。
農地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。
(説明省略)

議長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより県議案第5号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって県議案第5号は許可相当とすることに決定いたしました。

県議案第5号の審議が終了しましたので。14番 新山 秀男 委員の入室を求めます。
。

議 長 以上をもちまして、六戸町農業委員会1月総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

【 閉会 午後4時30分 】